

知って安心！「成年後見制度」

共生社会推進課 ☎048(456)5364

成年後見制度とは

認知症や知的障がい、精神障がいなどにより財産管理などの重要事項をひとりで決めることが難しい場合に、後見人が本人の意思を尊重しながら財産管理や契約行為を行うのが「成年後見制度」です。

成年後見制度には、法定後見制度と任意後見制度の2つがあります。また、法定後見制度は、判断能力の程度により「後見」「保佐」「補助」の3つに分かれています。

成年後見制度

法定後見制度

後見

本人の判断能力が欠けているのが通常の状態、普段の買い物なども難しい



保佐

本人の判断能力が著しく不十分で、大切な財産の管理などが難しい



補助

本人の判断能力が不十分で、大切な財産の管理が不安



任意後見制度

判断能力が十分なうちに、将来判断能力が低下した時に備えて、あらかじめ「誰」に「何」を頼むのか決めておく制度



市民後見人が活躍しています！

市民後見人養成講座を受講し、成年後見制度に関する知識を身に付けた人の中から、家庭裁判所が選任した人のことを市民後見人といい、現在市では、2人の市民後見人が活躍しています。

同じ地域に住む市民の目線を生かしたきめ細やかな支援を基幹福祉相談センター(後見ネットワークセンター)などのサポートを受けながら活動しています。



▲市民後見人 やまぎわ 山際さん

市民後見人の声 ～心に寄り添う～

身近な人が認知症になったことをきっかけに、認知症の人を支援する成年後見制度を知り養成講座を受講しました。その後、意思疎通が困難なAさんの市民後見人として、Aさんの心に寄り添うことを何よりも大切に活動をしました。ホワイトボードで会話をしたり、プレゼントしたネックウォーマーをAさんがとても嬉しそうに受け取ってくださったことが印象に残っています。

成年後見制度利用促進講演会・障がい者理解促進事業を開催します

成年後見制度の利用促進と任意後見制度についての講演会を実施するとともに、障がい者理解促進事業(ドライフラワーワークショップ)を開催します。

とき 12月14日(土) ①講演会:13時～14時(受付:12時30分～)

②障がい者理解促進事業(ドライフラワーワークショップ):14時10分～15時40分

ところ 総合福祉センター

対象 ①どなたでも ②市内在住でドライフラワー作品を作りたい人

定員 ①50人 ②20人(申込み多数の場合は、障がいのある人を優先)

講師 ①今井 明さん(司法書士) ②きぼう工房

申込み・問合せ 12月9日(月)までに申込みフォーム、電話または直接、基幹福祉相談センターへ ☎048(456)6021

▼申込方法など詳しくは、市ホームページをご確認ください。



▲市ホームページ



▲申込みフォーム



▲ドライフラワーの一例